



◎ 臨時土木監察委員設置

時局匡救對策として、臨時議會に於て協賛を経たる内務省關係の農村振興土木事業費豫算の内容は、前號の本欄に於て報道したる通り、本土木事業は全国各地に亘り一齊に起興されるものにして從來其の例を見ざるところであり而も比較的短期間に完成することを要するので、内務省に於ては銳意督勵に努めつゝあるが、一層之が事業の促進と完壁を圖るが爲、臨時土木監察委員を設置して、事業の執行及其の會計等に付指導監督せしむることゝなり、九月十二日左記の通之が委員の任命を見た。而して同月十四日午後一時から内務大臣官邸に於て、委員會議を開き、山本内相

から訓示があつた後、監察要綱其の他に就き協議を遂げ同三時半散會した。

山本内務大臣の訓示

今回内務省ニ臨時土木監察委員ノ制度ヲ設ケ、諸君ヲ此委員ニ任命致シマシタノハ、時局匡救對策トシテ先般臨時議會ノ協賛ヲ經タル土木事業ノ執行ニ就キ、十分ナル監察ヲ遂ゲ、以テ時局匡救ノ爲ニスル政府ノ政策ガ過誤ナク且徹底的ニ遂行セラレルコトヲ期スルニ外ナラヌノデアリマス。

御存知ノ如ク今回ノ時局匡救對策ニ於テ、最モ重要ナル部分ヲ占ムルモノハ土木事業ノ起興デアリマスガ、其ノ期スル所ハ、之ニ依リテ、窮乏セル地方民ニ普ク勞働ノ機會ヲ與ヘ、其ノ勤勞ニ依リテ、收入ノ増加ヲ圖リ以テ自力更生ノ資ヲ得シムルト共ニ、地方産業ノ進展ニ資セシムルコトニ存スルノデアリマス。

夫レ故ニ今回ノ土木事業ハ全国各地ニ亘リ一齊ニ之ヲ起興スル譯デアリマスガ、斯ノ如キハ從來其ノ例ヲ見ザル所デアリマシテ、而モ之ヲ比較的短期間ニ完成セシメナケレバナラヌノデアリマスカラ、之ハ決シテ容易ノ業デハアリマセヌ。ノミナラス今回ハ平時ニ於ケル土木事業ノ起興ト異リ之ニ地方民ヲ就勞セシムルコトヲ要件ト致シマス關係上、更ニ一層ノ困難ヲ伴フコト、思ヒ

マス。然シナガラ、此ノ困難ヲ突破シテ事業ヲ遂行シナケレバ、到底現下ニ於ケル地方ノ疲弊ヲ救済スルコトガ出來ナイ様ナ地方ノ實情デアリマスカラ、此度ノ匡救事業ガ其ノ成果ヲ收ムルヤ否ヤハ、決シテ單ナル土木行政ノミノ問題ニアラスシテ、實ニ國民生治ノ更生ニ重大ナル關係ヲ持チ、延キテ内務行政其ノモノニ對スル國民ノ信賴ニモ影響スル所極メテ大デアルト思ヒマス。

依テ私ハ地方長官ニ對シ、事業執行上遺憾ナキヲ期スヘキ様、各種ノ機會ニ於テ、其ノ注意ヲ喚起シテ居ル次第デアリマス。夫レ故ニ地方長官ニ於テモ政府ノ趣旨ヲ體シ、着々事業ノ進捗ヲ圖リツ、アルコト、信ズルノデアリマスガ、兎モ角今回ノ事業ハ之カ起興ノ趣旨ニ鑑ミ、必ズ年度内ニ之ヲ完成セシメテ、所期ノ目的ヲ達シナケレバナラナイノト、更ニ地方ニ於テハ第六十二回帝國議會ノ協賛ヲ經タル産業振興土木事業ト、今回ノ事業トヲ合セ執行スルコトヲ要スル上ニ、各町村ニ於テ起興スル土木事業ノ指導監督ヲモ爲サネバナラス等ノ事由ニ依リマシテ、異常ノ多忙ヲ來シツ、アル事ト存シマス。從テ此間過誤ナキヲ保シ難イト思ハレマスノデ、茲ニ諸君ヲ煩ハシテ、是等事業ノ執行ニ就キ、十分ナル監察ヲ行ハントスルノデアリマス。

監察スヘキ事項ハ、各局課ノ擔任スル事務ニ依リ、夫々定マツテ居ル通デアリマス。而シテ監察ヲ爲スニ當リマシテハ、若シ違

法不當ノ事件アルヲ認メタ場合、之ヲ摘發シ糾彈スルコトハ、固ヨリ其ノ所デアリマスケレドモ、監察ノ第一目的ト致シマス所ハ、寧々懇切丁寧ニ指導誘掖シ、非違不當ヲ未然ニ防止スルコトニ存スルノデアリマス。從テ之ガ爲ニハ自ら實地ニ就キ、克ク地方ノ實情ヲ精査スルノ必要ガアリマスカラ、時日ノ許ス限り、屢々實地ヲ視察シテ現場ニ於ケル指導監督ニ努メ、徒ラニ空理空論ニ走ルカ如キ弊ニ陥ラヌ様十分戒心ヲ加ヘラレタイノデアリマス。

此ノ如ク實地ヲ調査サレムコトヲ希望スルノデアリマスカラ、諸君ハ出先ニ於テ、地方官民ト接觸スル機會モ相當多カラウト思ヒマス。固ヨリ地方官民ト會見シテ地方ノ事情ヲ聽クコトハ、寔ニ結構ナ事デアリマスガ、其ノ際ニ於ケル諸君ノ舉止動作ニ付テハ、公務ノ内外ヲ問ハズ特ニ之ヲ慎ミ、苟モ監察委員設置ノ趣旨ニ悖ルガ如キコトナキ様、深甚ノ注意ヲ拂ハレムコトヲ切望スルノデアリマス。

以上ハ諸君ニ希望スル要點デアリマス。申迄モナク今回ノ事情ハ現下ノ難局ヲ打開スベキ對策トシテ、最も緊急ナルモノデアリマスカラ、之ヲ監察スル諸君モ監察サル、地方廳員モ協心一致、政府ノ政策ヲ徹底セシムル様全力ヲ傾倒セラレムコトヲ希望スル次第デアリアス。

